



令和7年12月5日

議長 烏野隆生様

提出者 高比良 正 明

賛成者 河 合 達 雄

同 殿 本 マリ子

議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

記

市議案第10号 岸和田市パートナーシップ宣誓手続条例の制定について

岸和田市パートナーシップ宣誓手続条例

(目的)

第1条 この条例は、パートナーシップ宣誓手続に関し必要な事項を定め、パートナーシップ関係にある者の生活上の支障を軽減し、誰もが自分らしく生きることができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ関係 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互の合意のもと協力し、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が多様な性的指向又はジェンダーアイデンティティをもつ二者間の関係をいう。
- (2) 宣誓 市長に対し、パートナーシップ関係にある者の双方がパートナーシップ関係であることを誓うことをいう。
- (3) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- (4) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア パートナーの双方が市内に住所を有していること。
 - イ パートナーの一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ パートナーの双方が3月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) パートナーシップ関係にある者であること。
- (4) パートナーの双方がともに婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。
- (5) パートナーの双方が相手方であるパートナー以外の者とパートナーシッ

プ関係にないこと。

- (6) 民法第 734 条及び第 735 条の規定により婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づき養子縁組をしていることにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第 4 条 宣誓をしようとする者は、岸和田市パートナーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 宣誓をしようとする者の住民票の写し

(2) 宣誓をしようとする者の全部事項証明書（戸籍謄本）、個人事項証明書（戸籍抄本）その他現に婚姻していないことを証する書類であって市長が適当と認めるもの（日本国籍を有しない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類）

- 2 宣誓をしようとする者は、宣誓の際に、本人であることを証明するための書類を提示しなければならない。

(通称名の使用)

第 5 条 宣誓をしようとする者は、宣誓において、戸籍上の氏名と併せて社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名を使用する場合は、宣誓の際に、当該通称名を社会生活上日常的に使用していることを確認できる書類を提示するものとする。

(受理証等の交付)

第 6 条 市長は、第 4 条の規定による宣誓がなされたときは、当該宣誓をした者に対し、岸和田市パートナーシップ宣誓受理証（以下「受理証」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の規定による宣誓をした者が第 3 条第 2 項のア又はイのいずれかに該当するものであるときは、市長は、受理証に代え岸和田市パートナーシップ宣誓受付票（以下「受付票」という。）を交付するものとし、その者が宣誓をした日以後 3 月以内に当該受付票及び市内に転入したことが確認できる書類を提出したときは、受付票と引換えに受理証を交付するものとする。

- 3 市長は、前 2 項の規定により宣誓がなされたときは、その内容を審査し、受理証又は受付票（以下「受理証等」という。）の交付の可否を決定する。

- 4 第 5 条第 1 項の規定により、宣誓をしようとする者が宣誓において通称名

を使用したときは、市長は、当該通称名と当該通称名を使用した者の本名を受理証等に併記するものとする。

(変更の届出)

第7条 前条の規定による受理証等の交付を受けた者は、第9条第1項第1号から第3号までに掲げる場合を除き、宣誓書の記載事項に変更があった場合は、岸和田市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届(以下「変更届」という。)に、変更内容が確認できる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出がなされた場合において、前条の規定により交付した受理証等の記載事項に変更があったときは、受理証等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は当該受理証等を返還し、新たな受理証等の交付を受けるものとする。

3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による変更の届出について準用する。

4 前3項の規定は、当該変更があった以後の変更の届出においても、同様とする。

(受理証等の再交付)

第8条 受領者は、受理証等の紛失、毀損又は汚損等により受理証等の再交付を希望するときは、岸和田市パートナーシップ宣誓受理証等再交付申請書(以下「再交付申請書」という。)を市長に申請することにより、受理証等の再交付を受けることができる。

2 前項の場合において、受理証等の毀損又は汚損を理由として再交付を申請する場合は、再交付申請書に当該受理証等を添付しなければならない。

3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による受理証等の再交付申請について準用する。

(受理証等の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、岸和田市パートナーシップ宣誓受理証等返還届に受理証等を添えて、これを市長に返還しなければならない。

(1) パートナーシップ関係を解消したとき。

(2) 第3条で定める宣誓をすることができる者の要件に該当しなくなったとき。

(3) パートナーの一方が死亡したとき。

2 第4条第2項の規定は、第1項の規定による返還の届出について準用する。
(受理証等の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受理証等を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、受理証等の交付を受けたとき。

(2) 受理証等を改ざんし、又は不正に使用したとき。

(3) 受付票の交付の日から3月以内に転入しなかったとき。

2 市長は、第1項の規定により受理証等を取り消したときは、その旨を受領者に通知し、受理証等の返還を求めるとともに、返還されるまでの間は、取り消した受理証等の交付番号を公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

2015年11月の「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」及び世田谷区を始まりとして、パートナーシップ認定制度を導入する地方公共団体の数は、増加の一途を辿っている。

大阪府では、2017年制定の「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」などにも遅れた2019年10月、ようやく、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を施行し、性の多様性に関する理解の増進に向けた取組を進め、その取組の一環として、2020年1月22日より、性的マイノリティ当事者の方を対象にした「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を実施している。

府内ではその後、貝塚市、富田林市においても要綱を制定している。

それらが条例型でないのは、議会の議決に要する時間と負荷が大きいためであるが、本市では大阪府制度を適用するのみで、市民にアピールする要綱制定すらなされていない。

既に人権への配慮が進んだ自治体であることを理由とするのであれば理解できるが、本市ではヘイト条例すらなく、名前の公表をもって抑止とする大阪市のヘイト条例よりも劣る「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」の適用をもって、さもヘイトスピーチを抑止していると嘯く、被害者でなく、排外主義者などに配慮した市政である。

そのような市の姿勢から少しでも脱却し、同性カップル世帯の住民票において、1人に「世帯主」、もう1人に「夫（未届）」と表記した者を交付する三重県伊賀市のような人権への配慮のかけらを持ち合わせているのだと、市民にアピールするため、本条例を提起するものである。